別記様式第五号（第15条関係）

（表）

第　　号

写　真

所　　属
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第11条第６項の身分証明書

（発行権者）　　印

年　　月　　日　発　行
年　　月　　日限り有効

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
抜粋

（対象施設の安全の確保のための措置）

第十一条　警察官は、前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

２　前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

（新設）